

昭和 62 年度予算の背景と特色

永 田 俊 一

はじめに

我が国財政は、50 年代に入り、連年、特例公債を含む多額の公債発行を行ってきた結果、62 年度末の公債残高は約 152 兆円、その対 GNP 比は 43.5%にも達する見込みである。また、これに伴い、利払い等に要する国債費が、62 年度予算において歳出全体の 20.9%を占め、最大の歳出項目になっているなど、極めて厳しい状況になっている。

このような公債残高の累増に伴う利払費の増大は、他の政策的な経費に充てうる財源を極度に制約し、財政は本来の機能を十全には発揮しえなくなっている。今後の人口の急速な高齢化や国際社会における責任の増大といった我が国をとりまく社会経済の変化に対応するため、一刻も早く財政の対応力を回復する必要がある。

このため、55 年度に財政再建の第一歩が踏み出されて以来、歳出の節減合理化を中心に財政体質改善の厳しい取り組みが行われてきた。

一方、近時の円高等の情勢にかんがみ 内需拡大・構造調整への要請が高まつており、それにどう応えるかが 62 年度予算の大きな課題となつていた。

62 年度予算は、以上のような状況を踏まえ、財政再建と景気対応の両立を図っている。

(1) 財政再建努力の成果

まず、62 年度予算の公債依存度は、前年度当初から 0.8%ポイント減の 19.4%となり、特例公債発行下では初めて 20%を切ることとなつた。また、62 年度末公債残高は約 152 兆円に達し、公債残高の対 GNP 比は 43.5%となる見込みであり、極めて高い水準ながら、毎年の公債減額努力の結果、その伸びには鈍化の傾向がみられてきている。

(2) 景気への配慮

このような財政再建努力の結果、一般歳出の伸びは 5 年連続で対前年度同額以下となつたものの、後で詳しく述べるように、地方財政、財政投融资も含めた財政全体の姿でみると、景気対応に種々の配慮がなされている。

まず、公共事業については、国費（一般会計）は抑制することとしたものの、財政投融资、民間資金等の活用により、事業費について 5.2%の伸びを確保している。景気への配慮ということからいえば、事業費の確保が基本であり、厳しい財政事情の下で国費増を招かない種々の工夫を図り、極力事業費の確保が行われたことは大いに評価できよう。また、住宅対策についても、住宅金融公庫の融資の拡充等、諸般の方策が講じられており、この他、雇用対策、中小企業対策等にもみるように、特別会計歳出においても種々の施策が講じられている。

以下、この 62 年度予算の背景、特色等につき、詳しく説明することとしたい。

62 年度予算編成の背景と課題

1. 厳しい概算要求基準の設定

62 年度の予算編成は、具体的にはまず 61 年 7 月 21 日の概算要求基準の設定からスタートを切ることとなつた。

概算要求基準の設定に当たっては、我が国財政を取り巻く厳しい状況を背景に、予算の要求の段階から、各省庁において、更に根底から厳しく洗い直し、歳出内容の合理化・効率化を図るものとし、そのため各種施策について臨時行政調査会による改革方策等の着実な実施を図るなど、法律改正を要するものを含め、制度の徹底的な見直し、優先順位の厳しい選択を行うこととし、具体的には、59～61 年度と同様「原則として経常部門マイナス 10%、投資部門マイナス 5%」という厳しい概算要求基準が設定された。一方、内需拡大の要請に対しては、公共事業の事業費を確保する等今後の経済情勢の推移に即応しつつ種々の工夫を図ることとした。ただし、人件費に係る義務的経費の増及び各種年金についての制度の成熟化に伴う増、及び、政府開発援助に必要な経費、石油税財源の「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」への繰入れに必要な経費及び国際条約の実施に伴い必要とされる

既国庫債務負担行為等の歳出化等で原則により難しい部分については、例年の通り例外的に加減算を行うこととされた。

なお、この基準によって計算される一般歳出（国債費及び地方交付税以外の歳出のことで、いわば政策的な経費）の要求基準総額は、前年度予算額に対して約3,300億円（約1.0%）の増と試算された。

この概算要求基準の設定を受け、8月31日までに各省庁からの概算要求が提出されたが、その要求総額は、一般歳出32兆7,460億円（対前年度1,619億円（0.5%）の増）、国債費14兆1,387億円（同2兆8,191億円（24.9%）の増）、地方交付税交付金10兆8,156億円（同6,307億円（6.2%）の増）、合計57兆7,003億円（同3兆6,117億円（6.7%）の増）となった。なお、一般歳出の要求額には、日本国有鉄道清算事業団に対する日本国有鉄道の長期債務等処理対策費が、要求未提出のため含まれていないため、61年度予算額から日本国有鉄道助成額（財政再建利子補給金を除く。）を、62年度概算要求額から日本国有鉄道を引き継ぐこととなる関係法人に対する助成額をそれぞれ除いてこれを調整した一般歳出の増加額は、3,295億円（1.0%増）となった。

このように、厳しい概算要求基準を設定した後であっても、一般歳出が3,295億円の増と、厳しい状況の下で、62年度予算編成は行われることとなった。

第1表 概算要求基準等の推移

36～39年度	50%増の範囲内	
40～42年度	30%増の範囲内	
43～50年度	25%増の範囲内	
51年度	15%増の範囲内	
52年度	一般行政経費 10%増 その他 15%増	の合計額の範囲内
53・54年度	一般行政経費 { 経常事務費 0 その他 5%増 その他 13.5%増	の合計額の範囲内
55年度	一般行政経費 0 その他 10%増	の合計額の範囲内
56年度	一般行政経費 0 その他 7.5%増	の合計額の範囲内
57年度	0	
58年度	マイナス5%の範囲内（除く投資的経費）	
59～62年度	経常部門マイナス 10% 投資部門マイナス 5%	の合計額の範囲内

2. 人事院勧告の取扱い決定及び61年度補正予算編成後の財政事情

人事院は、61年8月12日に、61年度の公務員給与について2.31%の改定の勧告を行った。この人事院勧告の取扱いについては、給与関係閣僚会議を中心に検討が進められた結果、10月21日、政府は、勧告どおり61年4月1日から2.31%の給与改定を実施することを決定した。これによる62年度の一般歳出の増加額は、恩給、年金を含め2,700億円程度と試算され、一般歳出のいわゆる実質増加額は全体で6,000億円となった。

この間、3兆円の公共投資の追加を中心とする総合経済対策の実施を主たる内容とする61年度補正予算が編成されたが、この補正予算においては、経済情勢を反映して税収の落ち込みが見込まれたことから、税収について1兆1,200億円の減額が行われた。この結果、62年度税収はいわゆる発射台が大きく落ち込むとともに、その影響が続くものと考えられた。

この時点で62年度の財政事情の見通しを示すものとして「財政の中期展望」等をベースとして試算したものが第2表である。これは、税収は61年度補正後からの伸びを60年度実績から61年度補正後の伸び率と同じ3.2%と仮置きする。税外収入は財政の中期展望と同額とする。国債費は概算要求額に補正後の状況を織り込む。地方交付税は税収に過去3年平均の3税比率等を用いて算出する。一般歳出は、実質要求増である6,000億円とし

たものである。この試算でも分かるように、62年度の財政事情は、4兆2,200億円という巨額の要調整額を抱えており、仮に一般歳出を5年連続伸びゼロとし、また国債の定率繰り入れの停止（2兆3,000億円）が実現できたとしても、要調整額は1兆3,000億円もあり、このままでは1兆3,100億円（65年度までに特例公債（61年度5兆2,460億円）をゼロにするため、仮に機械的に均等に減額とした場合の額）の公債減額が全く出来ないという厳しいものであった。

以上のように62年度の予算編成をめぐる状況には極めて厳しいものがあつたが、それに加え、この間我が国経済は、急速な円高の進展により製造業を中心に企業の業況判断には停滞感が広がり雇用への影響が懸念される情勢にあり、このため内需の拡大も重要な課題となっていたこと、また、税制面では、最近の社会経済情勢の変化等に即応した税制全般にわたる抜本的見直し作業が進められていたことなどの課題も抱えつつ、予算編成作業は進められることとなつた。

第2表 62年度財政事情の概略試算（61'補正予算編成後）

（単位：億円）

	61年度予算（当初）		62年度 予 算		備 考
	60' 61'	61' 62'	61' 62'	61' 62'	
(歳入)					
税 収	405,600 (補正後 394,400)	20,100 (8,900)	407,000 ±	1,400 ± (12,600 ±)	<ul style="list-style-type: none"> ・61補正後からの伸びを60実績－61補正後の伸び（3.2%）と同じと仮置 ・中期展望
税外収入	25,826 (補正後 24,493)	3,130 (1,796)	23,600	2,200	
公債金	109,460	7,340	96,400	13,100	<ul style="list-style-type: none"> ・65年度までに特例公債(61'52,460)をゼロにするため、機械的に均等に減額
計	540,886	15,890	527,000 ±	13,900 ±	
(歳出)					
国債費	113,195	10,954	137,300	24,100	<ul style="list-style-type: none"> ・概算要求に補正後の状況を織り込み ・税込×77%×32%+過年度精算等 (77%：過去3年平均の3税比率) ・概算要求基準+給与改定による影響等 3,300 2,700
地方交付税	101,850	4,940	100,100 ±	1,800 ±	
一般歳出	325,842	12	331,800	6,000	
計	540,886	15,890	569,200 ±	28,300 ±	
要調整額	_____		42,200 ± (-)		一般歳出伸びゼロ、定率繰入れ（23,200）停止が実現できるとすると 13,000 ± (-)

3. 財政制度審議会の提言

財政制度審議会は、61年9月以降、財政運営上の基本的な問題について審議を重ねてきたが、このような厳しい財政事情を踏まえつつ、61年12月23日、「昭和62年度予算の編成に関する建議」及び「歳出の節減合理化の方策に関する報告」を提出した。

(1) 「昭和62年度予算の編成に関する建議」

建議はまず、「昭和50年代中盤以降の各国の財政は、『財政赤字の削減』、『公共支出の抑制』というかなりの程度共通する目標に向けて運営されてきて」あり、我が国においても「昭和55年度に財政再建の第一歩が踏み出されて以来、今日まで歳出の節減合理化を中心に、財政改革に向けて懸命な取組みが続けられてきた」が、我が国においては、「連年にわたり特例公債を含む大量の公債発行が続き、その結果、財政の現状は、他の諸国と比較しても、依然厳しいものとなっている」と指摘し、「安定成長経済の下においては、かつての高度成長期のような高い税収の伸びが期待し難い一方、今後高齢化の進展や我が国に期待される国際的責務の増大等内外諸環境の変化に伴う財政需要が見込まれるところであり、引き続き財政改革の努力を重ね、一刻も早く財政の対応力の回復を図っておく必要性が痛感される」としている。

また、「『65年度までの間に特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げに努める』という努力目標」については、「62年度予算はこれまでの努力が今後生かされるかどうかの正念場になるものと考えられ、引き続

きこの努力目標に向かって財政体質改善に最大限の努力を傾注すべきである」とした上で、昨今、景気への配慮等から建設公債を増発すべきではないかとの議論があることに対しては、「景気への配慮から言えば、公共事業については事業費の確保が基本であり、財政の現状の下では、国費増を招かない種々のくふうにより、極力事業費の確保を図ることが肝要である。既に利払費が相当な重圧となっている財政の現状の下では、建設公債といえども、その発行は可能な限り抑制すべきである。」と指摘している。また、経済・産業構造調整の議論に際し、財政の積極的出動を求める声があることに対しては、「構造調整に向けて財政の役割を否定するものではないが、その際にも、歳出規模の拡大による刺激策というよりは、むしろ、歳出の重点化・効率化を図っていくことにより、より持続的な効果を期していくべきであろう。」と指摘している。

以上のような基本的考え方にたち、建議はさらに、62年度予算編成に向け、以下のような内容の提言を行っている。

- (イ) 62年度においては、61年度における税収・税外収入の落ち込みの影響が続くものと見込まれるなどの厳しい財政事情下にあるため、歳出の節減合理化の努力を尽くしても、公債発行額を大幅に減額することは困難と考えられるが、その場合においても「65年度特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げ」という努力目標はあくまで堅持すべきであって、可能な限りの公債発行額の減額を図るべきである。
- (ロ) 財政改革の証しとして、引き続き一般歳出を前年度同額以下に圧縮することを目指し、最大限の努力を傾注すべきである。
- (ハ) 国債整理基金の状況にかんがみ、このような厳しい財政状況の下においては定率繰入れを停止することは誠にやむを得ない。なお、日本電信電話株式の売却収入は公債償還を進めていく上でかけがえのない財源であり、これを他の経費の財源に充てるべきでないことは言うまでもない。
- (ニ) 税制の抜本の見直しについての検討が行われているが、国・地方間の税財源配分の在り方については、今回の見直しがいわゆる税収中立性の原則の下に行われる点を勘案しつつ、地方税、地方交付税や国庫支出金、さらには国と地方の行政事務配分の在り方等広範な問題との関連を踏まえ、総合的な見地から適切に対処すべきものと考えらる。

(2) 「歳出の節減合理化の方策に関する報告」

報告は、62年度予算編成に当たり、歳出項目全般にわたる節減合理化の必要性及びその具体的方策を明らかにしている。

まず、報告は、「これまでの努力に加え更なる節減合理化を図っていくことには、一層の困難が伴うものであることは事実であり、そのためにも、資金の配分については既存の配分にとられることなく果敢にその見直しを行っていくことが必要」との認識の下、「今日のような厳しい財政事情の下にあって、なお財政が関与すべき分野かどうかという観点から行財政の守備範囲を更に積極的に見直すとともに、国・地方を通じて行財政改革を推進するとの考え方に立って、国と地方の機能分担、費用負担の在り方についても幅広い見地から見直すことが重要である」との指摘を行っている。

以上の基本的考え方にたち、報告は、歳出項目全般にわたって、その具体的な節減合理化方策を提言している。

4. 昭和 62 年度予算編成方針

「昭和 62 年度予算編成方針」は、61 年 12 月 23 日に閣議決定された。

その主な内容は以下のとおりである。

- (1) 我が国経済の着実な発展と国民生活の安定・向上を図るためには、引き続き財政の改革を強力に推進し、その対応力の回復を図ることが緊要であり、そのため、社会経済情勢の変化に応じて、更に歳出の徹底した見直し、合理化に取り組むとともに、歳入についてもその見直しを行う必要がある。
- (2) このような考え方の下に、特に、歳出面において、経費の徹底した節減合理化を行うことを基本として、その規模を厳しく抑制しつつ、限られた財源の中で質的な充実に配慮するとともに、歳入面においても、その見直しを行い、これにより公債発行額を可能な限り縮減することとして、「昭和 62 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」にのっとり、次により編成する。

(イ) 財政規模

(a) 一般会計予算においては、既存の制度・施策について見直しを行うなど経費の徹底した節減合理化に努め、特に一般歳出については、全体として前年度同額以下に圧縮する。

(b) 財政投融资計画については、資金の重点的・効率的な配分に努める。

(ロ) 公債発行

公債発行額は、前年度当初発行予定額より 4,450 億円減額し、10 兆 5,010 億円とする。

(ハ) 税制改正等

最近における社会経済情勢の著しい変化に即応し、税制全般にわたる抜本の見直しを行うことにより、国民の理解と信頼に裏付けられた安定的な歳入構造を確立する観点から、中堅所得者層の負担軽減を中心とした所得税の軽減合理化、法人税の税率の引下げ、物品税等個別消費税の売上税への改組、非課税貯蓄制度の見直しを図るほか、賞与引当金の廃止、有価証券取引税の見直し、登録免許税の引上げ等所要の措置を講ずる。

なお、これに伴い、売上譲与税の創設、地方交付税の対象税目の追加等の措置を講ずる。

また、極めて厳しい財政事情にかんがみ、税外収入についても可能な限りその確保を図る。

(二) 行政改革の推進

(a) 時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図るため、昭和 61 年 6 月 17 日閣議決定「臨時行政改革推進審議会の『今後における行財政改革の基本方向』に関する対処方針について」等に基づき、改革合理化措置を着実に実施する。

(b) 各省庁の部局等及び特殊法人等については、既存機構の合理的再編成によるもののほか、新設は行わない。

(c) 国家公務員の定員については、新たに策定された第 7 次定員削減計画に基づき定員削減を着実に実施するとともに、真に必要とされる新規行政需要についても、極力振替によって対処し、増員を厳に抑制することにより、国家公務員数の大幅な縮減を図る。

(ホ) 財源の重点的かつ効率的配分

経費の徹底した節減合理化を図るため、各種施策について優先順位の厳しい選択を行うとともに、社会経済情勢の推移に即応した財政需要に対しては、財源の重点的・効率的配分を図る。

このため、

(a) 緊要な施策の実施に必要な財源は、極力既定経費の縮減により捻出することとする。なお、後年度において財政負担の増加をもたらすような措置は原則として採らないこととする。

(b) 一般行政経費については、厳にこれを抑制し、特に各省庁の経常事務費については、前年度と同額の範囲内にとどめる。

(c) 補助金等については、すべてこれを洗い直し、徹底した整理合理化を更に積極的に進めるとともに、その総額を厳しく圧縮する。

(d) 地方公共団体の負担又はその職員数の増加を伴う施策は、厳にこれを抑制する。

(e) 公共料金、社会保険料等の適正化を図り、公平な費用負担の確保に努める。

(ア) 予算及び財政投融资計画の弾力的運用

予算及び財政投融资計画の執行に当たっては、流動的な内外の経済情勢等の推移に即応しつつ、その機動的・弾力的運用を図る。

(ト) 地方財政

地方公共団体に対しては、現在の財政状況にかんがみ、国と同一の基調により歳出を極力抑制するとともに、一般行政経費の節減合理化、定員及び給与についての適切な管理等を行うことにより、財源の重点的かつ効率的な配分を行い、節度ある財政運営を図るよう要請する。

5. 昭和 62 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度

62 年度予算編成の前提となつた「昭和 62 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(62 年 1 月 26 日閣議決定)の概要は以下のとおりである。

(1) 昭和 61 年度の我が国経済は、個人消費、住宅投資を中心に国内需要は緩やかに増加する一方、円高の進展等により輸出が弱含みであること等から、鉱工業生産は基調としては停滞傾向で推移しており、全体として景気は底

固さはあるもののその足取りは緩やかなものとなっている。

(2) 昭和 62 年度の我が国経済を取り巻く国際情勢をみると、米国を始め先進国の景気は、原油価格の安定、物価の落ち着き、金利の低下、技術革新の進展等を背景として、引き続き緩やかに拡大するものと期待される。ただ、雇用情勢は、欧州諸国を中心に依然として厳しい状況が続くものと予想され、保護主義的な動きも引き続き根強い。また、発展途上国は、景気の緩やかな拡大が期待されるものの、一部の諸国では多額の累積債務を抱えるなど困難な状況にある。

国内的には、一昨年来のドル高修正を背景に内需主導型経済成長への転換が期待されるものの、この過程で生じる鉱工業生産、雇用、地域経済へ与える影響が厳しさを増しつつある。一方、我が国財政は依然として大幅な不均衡の状態にある。

以上のような情勢の下で、我が国としては、「1980 年代経済社会の展望と指針」において示された方向に沿って、物価の安定を基礎としつつ、内需を中心とした景気の着実な拡大を図り、持続的な安定成長を達成し、雇用の安定及び地域経済の活性化を図る一方、行財政改革を引き続き着実に推進し、また、自由貿易体制の維持・強化、調和ある対外経済関係の形成及び世界経済活性化への積極的貢献を行い、さらに、我が国経済社会の中長期的な発展基盤の整備を図っていく必要がある。

(3) このような基本認識の下における昭和 62 年度の経済運営の基本的態度は次のとおりである。

(イ) 内需を中心とした景気の持続的拡大を図るとともに、雇用の安定及び地域経済の活性化を図る。

(ロ) 我が国が国際経済社会に占める地位にふさわしい役割と責任を担い、自由貿易体制の維持・強化に向け率先して努力するとともに調和ある対外経済関係の形成と世界経済活性化への積極的貢献とを行う。

(ハ) 行財政改革を強力に推進する。

(ニ) 引き続き物価の安定を維持する。

(ホ) 活力ある経済社会と安全で快適な国民生活の実現を目指し、我が国経済社会の中長期的な発展基盤の整備を図る。

以上の結果、昭和 62 年度の国民総生産は 350 兆 4 千億円程度となり、名目、実質成長率はそれぞれ 4.6% 程度、3.5% 程度になるものと見込まれる。

6. 予算編成の日程

62 年度予算編成は、61 年 12 月 25 日に大蔵原案の閣議報告が行われ、復活折衝を経て 12 月 30 日に概算閣議決定が行われた。予算は 62 年 1 月 26 日に国会に提出され、62 年 5 月 20 日に可決成立した。

予算案から成立までの足どりは次のとおりである。

61 年 7 月 21 日	62 年度概算要求基準閣議了解
8 月 12 日	人事院勧告
8 月 31 日	概算要求締切
10 月 21 日	国家公務員ペア閣議決定 (2.31%)
12 月 19 日	自民党予算編成大綱決定
12 月 23 日	政府税調答申 自民党税制改正大綱決定 財政制度審議会建議・報告
12 月 24 日	62 年度予算編成方針閣議決定 62 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度閣議了解
12 月 25 日	大蔵原案閣議報告、内示
12 月 29 日	閣僚折衝
12 月 30 日	概算閣議決定
62 年 1 月 26 日	62 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度閣議決定 本予算国会提出
3 月 27 日	暫定予算国会提出
3 月 31 日	暫定予算成立
4 月 23 日	本予算衆院可決

62年度予算の特色

62年度予算は、以上の課題、編成経過を経て、財政改革を推進するため歳出の徹底した節減合理化を行うとともに、現下の経済情勢に鑑み景気の着実な拡大に資するため出来る限りの努力を行うこととして編成した。

1. 財政改革の推進

(1) 歳出規模の抑制

厳しい財政事情の下で、近年、一般会計歳出については相当程度抑制的な予算編成を行っているところであり、歳出の圧縮は一層困難なものであったが、62年度においても財政改革を引き続き推進するため、あらゆる分野にわたり経費の節減合理化を行い、限られた財源を重点的・効率的に配分するよう最大限の努力を傾注した結果、一般歳出は対前年度8億円減(0.0%減)の32兆5,834億円となり、財政制度審議会の「建議」が「財政改革の証し」とした5年連続の「対前年度同額以下」が達成されることとなった。

このような一般歳出「対前年度同額以下」に向けての努力の中では、単に歳出規模の圧縮にとどまることなく既存の制度・施策について種々の見直しが進められ、各種の質的改革が実現している(詳細は62年度予算の概要を参照)。

なお、62年度においては、国債費及び地方交付税の伸びが小さいものとなつたことから、一般会計歳出の規模総額で54兆1,010億円、対前年度当初比124億円(0.0%)の増加にとどまった。

第3表 一般会計歳入歳出予算総表

(単位 億円, %)

区 分	昭和61年度予算額		昭和62年度 予 算 額	比較増減額(増減率)	
	当 初	補 正 後		対当初	対補正後
(歳入)					
1. 税 収	405,600	394,400	411,940	(1.6) 6,340	(4.4) 17,540
2. 税 外 収 入 等	25,826	28,898	24,060	(△6.8) △1,766	(△16.7) △4,838
3. 公 債 金 収 入	109,460	114,950	105,010	(△4.1) △4,450	(△8.6) △9,940
{ 特 例 公 債	52,460	52,460	49,810	(△5.1) △2,650	(△5.1) △2,650
{ 4 条 公 債	57,000	62,490	55,200	(△3.2) △1,800	(△11.7) △7,290
合 計	540,886	538,248	541,010	(0.0) 124	(0.5) 2,762
(歳出)					
1. 国 債 費	113,195	106,644	113,335	(0.1) 140	(6.3) 6,691
2. 地方交付税交付金	101,850	97,347	101,841	(△0.0) △9	(4.6) 4,494
3. 一 般 歳 出	325,842	334,258	325,834	(△0.0) △8	(△2.5) △8,424
合 計	540,886	538,248	541,010	(0.0) 124	(0.5) 2,762

第4表 過去における一般歳出等の伸率（当初ベース）

区 分	一般会計歳出総額	国債費	地方交付税	一般歳出
	%	%	%	%
昭和 25 年度	△6.1	521.1		
26	△0.6	△75.2		
27	29.7	50.3		
28	13.2	43.9		
29	3.5	△5.1		
30	△0.8	0.8	13.0	△2.9
31	4.4	△11.1	18.5	2.8
32	9.9	△6.1	14.7	9.7
33	15.4	85.8	19.9	11.6
34	8.2	△17.6	11.0	9.2
35	10.6	△50.5	14.0	12.9
36	24.4	48.9	24.5	23.9
37	24.3	67.7	26.9	22.5
38	17.4	69.7	20.5	14.9
39	14.2	△60.8	15.1	18.0
40	12.4	△51.5	15.3	12.8
41	17.9	121.6	4.8	20.4
42	14.8	135.9	19.6	12.0
43	17.5	74.6	21.6	14.9
44	15.8	38.5	22.1	13.3
45	18.0	4.3	24.7	16.9
46	18.4	9.8	23.5	17.4
47	21.8	42.6	6.9	25.2
48	24.6	54.7	26.7	22.5
49	19.7	22.4	21.6	19.0
50	24.5	20.6	30.3	23.2
51	14.1	60.2	△13.6	18.8
52	17.4	41.1	21.3	14.5
53	20.3	37.2	16.8	19.2
54	12.6	26.6	△2.0	13.9
55	10.3	30.2	23.8	5.1
56	9.9	25.3	23.5	4.3
57	6.2	17.7	14.2	1.8
58	1.4	4.6	△20.8	△0.0
59	(注)(△3.1)	11.7	21.5	△0.1
60	0.5	11.7	9.0	△0.0
61	3.7	10.7	5.1	△0.0
62	3.0	0.1	△0.0	△0.0

(注)昭和 56 年度決算不足補てん繰戻を除いた伸率

(2) 補助金等の整理合理化

補助金等については、すべてこれを洗い直し、徹底した整理合理化を更に積極的に進めるとともに、その総額を厳しく圧縮することとしている。

こうした基本方針の下で、補助事業の廃止、地方に同化・定着した事務・事業の一般財源化、補助率の見直し、統合・メニュー化、終期の設定等の整理合理化方策を実施することとしている。

この結果、62年度の一般会計予算における補助金等の総額については、真にやむを得ない増加要素を織り込んでなお前年度（当初）に対し 311 億円減の 14 兆 779 億円となった。これは、59年度以降 4年連続対前年度減額であり、58年度補助金等総額と比較すると 9,171 億円の減額である。（第 7 表）

(3) 国家公務員定員の削減

国家公務員の定員については、新たに策定された第 7 次定員削減計画に基づき定員削減を着実に実施するとともに、真に必要なとされる新規行政需要についても、極力振替によって対処し、増員を厳に抑制することにより、3,432 人にのぼる大幅な縮減を図っている。（第 8 表）

(4) 歳入面の見直し

税制及び印紙収入については、中堅所得者層の負担軽減を中心とした所得税の軽減合理化、法人税の税率の引下げを行うとともに、物品税等の個別消費税制度を改め売上税を創設し、また非課税貯蓄制度の見直しを図るほか、賞与引当金の廃止、有価証券取引税の見直し、登録免許税の引上げ等を行うこととして計上しているが、税制改革問題については、衆議院議長あっせんに基づき、衆議院に設置された税制改革協議会において、現在検討

第5表 一般会計公債の推移

年 度	公 債 発 行 額 (公債依存度：%)						公債残高 (うち特例公債残高)					公債 残高 GNP	国債費 (当初) A	うち利払費 (当初)B	A	B		
	当 初		補正後		実 績		当 初		補正後		実 績				一般 会計	一般 会計		
	億円	(%)	億円	(%)	億円	(%)	億円	(%)	億円	(%)	億円	(%)	億円	(%)	億円	(%)		
41	7,300	(16.9)	7,300	(16.3)	6,656	(14.9)						8,750	(2,000)	2.2	489	397	1.1	0.9
42	8,000	(16.2)	7,310	(14.0)	7,094	(13.9)						15,950	(2,000)	3.5	1,153	886	2.3	1.8
43	6,400	(11.0)	4,777	(8.1)	4,621	(7.8)						20,544	(1,884)	3.8	2,013	1,275	3.5	2.2
44	4,900	(7.3)	4,500	(6.5)	4,126	(6.0)						24,634	(1,768)	3.8	2,788	1,532	4.1	2.3
45	4,300	(5.4)	3,800	(4.6)	3,472	(4.2)						28,112	(1,689)	3.7	2,909	1,798	3.7	2.3
46	4,300	(4.6)	12,200	(12.6)	11,871	(12.4)						39,521	(1,010)	4.8	3,193	2,030	3.4	2.2
47	19,500	(17.0)	23,100	(19.1)	19,500	(16.3)						58,186	(0)	6.0	4,554	3,139	4.0	2.7
48	23,400	(16.4)	18,100	(11.9)	17,662	(12.0)						75,504	(0)	6.5	7,045	4,481	4.9	3.1
49	21,600	(12.6)	21,600	(11.3)	21,600	(11.3)						96,584	(0)	7.0	8,622	5,747	5.0	3.4
50	20,000	(9.4)	54,800	(26.3)	52,805	(25.3)			22,900	(13.9)	20,905	149,731	(21,170)	9.8	10,394	7,335	4.9	3.4
51	72,750	(29.9)	73,750	(29.9)	71,982	(29.4)	37,500	(19.3)	36,500	(18.7)	34,732	220,767	(54,929)	12.9	16,647	13,289	6.9	5.5
52	84,800	(29.7)	99,850	(34.0)	95,612	(32.9)	40,500	(17.8)	49,570	(21.6)	45,333	319,024	(102,535)	16.8	23,487	19,316	8.2	6.8
53	109,850	(32.0)	112,850	(32.8)	106,740	(31.3)	49,350	(18.4)	49,550	(18.6)	43,440	426,158	(146,472)	20.4	32,227	26,280	9.4	7.7
54	152,700	(39.6)	140,500	(35.4)	134,720	(34.7)	80,550	(27.1)	69,170	(22.4)	63,390	562,513	(210,658)	25.0	40,784	33,398	10.6	8.7
55	142,700	(33.5)	142,700	(32.7)	141,702	(32.6)	74,850	(22.0)	73,150	(20.9)	72,152	705,098	(282,571)	28.8	53,104	44,173	12.5	10.4
56	122,700	(26.2)	129,000	(27.4)	128,999	(27.5)	54,850	(14.4)	58,600	(15.3)	58,600	822,734	(329,163)	31.7	66,542	55,653	14.2	11.9
57	104,400	(21.0)	143,450	(30.2)	140,447	(29.7)	39,240	(9.5)	73,090	(18.9)	70,087	964,822	(403,301)	35.4	78,299	64,650	15.8	13.0
58	133,450	(26.5)	137,900	(27.1)	134,863	(26.6)	69,800	(16.6)	69,800	(16.6)	66,765	1,096,947	(470,599)	38.6	81,925	79,050	16.3	15.7
59	126,800	(25.0)	128,650	(25.0)	127,813	(24.8)	64,550	(15.2)	64,550	(14.9)	63,714	1,216,936	(530,746)	40.2	91,551	88,657	18.1	17.5
60	116,800	(22.2)	124,380	(23.4)	133,080	(23.2)	57,300	(12.8)	61,350	(13.6)	60,050	1,344,314	(591,821)	41.9	102,241	98,785	19.5	18.8
61	109,460	(20.2)	114,950	(21.4)			52,460	(11.3)	52,460	(11.4)		約1,454,000	(約640,000)	43.4	113,195	106,048	20.9	19.6
62	105,010	(19.4)					49,810	(10.6)				約1,525,000	(約683,000)	43.5	113,335	109,428	20.9	20.2

(注) 1. 公債依存度は、公債発行額/一般会計歳出額であり、特例公債依存度は、特例公債発行額/経常部門歳出額である。

2. 公債残高は普通国債の残高であり、60年度までは実績、61年度及び62年度は見通しである。

(参考) 国民1人当たり公債残高(62年度末) 約125万円
 1日当たり利払費(62年度) 約300億円
 1時間 " 約12億円

第6表 一般会計予算主要経費別内訳の推移（30年度～62年度）

（単位 億円，％）

区分	年度		30		40		30 40 平均伸率		50		40 50 平均伸率		60		50 60 平均伸率		61		60 61 伸率		62		61 62 伸率	
	30	()	40	()	△	伸率	50	()	47.0	伸率	60	()	25.7	伸率	61	()	10.7	伸率	62	()	△	伸率		
国債費	434	(4.4)	220	(0.6)	△ 6.6		10,394	(4.9)	47.0		102,241	(19.5)	25.7		113,195	(20.9)	10.7		113,335	(20.9)		0.1		
地方交付税	1,374	(13.9)	7,162	(19.6)	18.0		44,086	(20.7)	20.0		96,901	(18.5)	8.2		101,850	(18.8)	5.1		101,841	(18.8)	△	0.0		
一般歳出	8,107	(81.7)	29,199	(79.8)	13.7		158,408	(74.4)	18.4		325,854	(62.0)	7.5		325,842	(60.2)	△ 0.0		325,834	(60.3)	△	0.0		
(内訳)																								
社会保障関係費	1,043	(10.5)	5,183	(14.2)	18.3		39,282	(18.5)	22.5		95,737	(18.3)	9.3		98,346	(18.2)	2.7		100,896	(18.7)		2.6		
恩給関係費	895	(9.0)	1,693	(4.6)	6.8		7,558	(3.5)	16.1		18,637	(3.5)	9.4		18,501	(3.4)	△ 0.7		18,956	(3.5)		2.5		
文教及び科学振興費	1,308	(13.2)	4,751	(13.0)	14.2		25,921	(12.2)	18.5		48,409	(9.2)	6.4		48,445	(9.0)	0.1		48,497	(9.0)		0.1		
地方財政関係費	-	(-)	-	(-)	-		215	(0.1)	-		-	(-)	-		-	(-)	-		-	(-)		-		
防衛関係費	1,349	(13.6)	3,014	(8.2)	8.5		13,273	(6.2)	16.0		31,371	(6.0)	9.0		33,435	(6.2)	6.58		35,174	(6.5)		5.2		
公共事業関係費	1,635	(16.5)	7,333	(20.0)	16.1		29,120	(13.7)	14.8		63,689	(12.1)	8.1		62,233	(11.5)	△ 2.3		60,824	(11.2)	△	2.3		
経済協力費	101	(1.0)	271	(0.7)	32.7		1,926	(0.9)	21.7		5,863	(1.1)	11.8		6,232	(1.2)	6.3		6,492	(1.2)		4.2		
中小企業対策費	26	(0.3)	217	(0.6)	43.2		1,273	(0.6)	19.4		2,162	(0.4)	5.4		2,052	(0.4)	△ 5.1		1,973	(0.4)	△	3.8		
エネルギー対策費	-	(-)	-	(-)	-		884	(0.4)	-		6,288	(1.2)	21.7		6,297	(1.2)	0.1		4,952	(0.9)	△	21.4		
食糧管理費	-	(-)	1,055	(2.9)	-		9,086	(4.3)	24.0		6,954	(1.3)	△ 2.6		5,962	(1.1)	△ 14.3		5,406	(1.0)	△	9.3		
その他の事項経費	1,670	(16.8)	5,182	(14.2)	10.4		26,870	(12.6)	17.9		43,244	(8.2)	4.9		40,837	(7.6)	△ 5.6		39,163	(7.3)	△	4.1		
予備費	80	(0.8)	500	(1.4)	20.1		3,000	(1.4)	19.6		3,500	(0.7)	1.6		3,500	(0.6)	0.0		3,500	(0.6)		0.0		
合計	9,915	(100.0)	36,581	(100.0)	13.9		212,888	(100.0)	19.3		524,996	(100.0)	9.4		540,886	(100.0)	3.0		541,010	(100.0)		0.0		

(注) 1. ()内は構成比である。

2. 50年度以前の内訳は，60年度以降と同一の分類ではない。

3. 60年度，61年度は，比較対照のため62年度予算ベースに組み替えたものである。

が進められているところである。

第7表 補助金等の推移

年 度	一般会計 当初予算額 (A)	対前年度 伸 率	補助金等 当初予算額 (B)	対前年度 伸 率	増 減額	補助金等 の割合 (B/A)	B
							一般歳出 当初予算額
	億円	%	億円	%	億円	%	%
50	212,888	24.5	68,200	26.6	14,338	32.0	43.1
51	242,960	14.1	81,816	20.0	13,616	33.7	43.5
52	285,143	17.4	95,664	16.9	13,848	33.5	44.4
53	342,950	20.3	113,219	18.4	17,555	33.0	44.1
54	386,001	12.6	128,851	13.8	15,632	33.4	44.1
55	425,888	10.3	138,520	7.5	9,669	32.5	45.1
56	467,881	9.9	145,067	4.7	6,547	31.0	45.3
57	496,808	6.2	147,658	1.8	2,591	29.7	45.3
58	503,796	1.4	149,950	1.6	2,292	29.8	46.0
59	506,272	0.5	145,645	△2.9	△4,305	28.8	44.7
60	524,996	3.7	144,301	△0.9	△1,344	27.5	44.3
61	540,886	3.0	141,090	△2.2	△3,211	26.1	43.3
62	541,010	0.0	140,779	△0.2	△311	26.0	43.2

62年度の租税及び印紙収入は41兆1,940億円と前年度予算に対し6,340億円（前年度補正後予算に対し1兆7,540億円）の増となっているが、この予算額は、改正前における収入見込額41兆2,250億円に、関税率の改定等による減収見込額310億円を差し引いた後のものである。なお、内国税関係の改正は、増減税同額となっている。

また、税外収入については、極めて厳しい財政事情にかんがみ、可能な限りその確保を図ることとし、全体として対前年度1,766億円減の2兆4,060億円を見込んでいます。

第8表 昭和62年度定員の概要

区 分	60 年 度			61			62		
	増 員	削 減	差 引	増 員	削 減	差 引	増 員	削 減	差 引
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
非 現 業	4,113	△8,130	△4,017	3,690	△5,584	△1,894	4,523	△5,318	△795
現 業	1,869	△4,334	△2,465	1,882	△4,516	△2,634	1,888	△4,525	△2,637
計	5,982	△12,464	△6,482	5,572	△10,100	△4,528	6,411	△9,843	△3,432

(5) 最大限の公債減額

以上のような歳出・歳入両面にわたる努力の結果、62年度予算における公債発行予定額は、10兆5,010億円（建設公債5兆5,200億円、特例公債4兆9,810億円）と前年度当初予算より、4,450億円（うち特例公債2,650億円減額されることとなった）。税収の伸びの鈍化など厳しい環境の中にあつて最大限の公債の減額に努めたものである。

この結果、62年度予算の公債依存度は19.4%と特例公債の発行が始まつた50年度以降で最低の水準となっている。

2. 経済情勢等への対応（財源の重点的かつ効率的配分）

62年度予算では、経費の徹底した節減合理化を図るため、各種施策について優先順位の厳しい選択を行うとともに、社会経済情勢の推移に即応した財政需要に対しては、財源の重点的・効率的配分を図ることとしている。

(1) 景気への配慮

近時の円高等の情勢にかんがみ、内需拡大・構造調整への要請が高まつており、それにどう応えるかが62年度予算の大きなポイントとなった。

公共事業については、まず、財政投融资において、公共事業実施機関向けのものにつき、大幅な伸びを確保し、

空港三大プロジェクトの推進を図るほか、公共事業の補助・負担率(1/2超のもの)について、直轄事業の負担率の約10%、補助事業の補助率の約5%を引下げ、これにより軽減される国の負担分を事業費の拡大に回すことによって全体としての事業費の増加を図っている。また、民間資金の導入のための方策として、都市再開発につき、地方都市における都市開発プロジェクトの発掘、助成業務等を行う民間都市開発推進機構を創設するとともに、優良な都市再開発プロジェクトに限定的にインセンティブ(三大都市について事業費の5%、地方について7.5%を補助)を付与する市街地再開発緊急促進事業及び都市拠点開発緊急促進事業を進めることとしている。これらにより、事業費については5.2%の伸びが確保されている(14兆2,580億円、対前年度7,108億円増)。

住宅関係については、住宅金融公庫において、貸付戸数を52万戸(61年度51万戸)とし、無抽選制を継続するとともに、貸付限度額の引上げ、住生活の多様化に対応するための都市・田園複合居住用住宅貸付制度の創設等の貸付制度の改善を行うこととしている。その他、60年11月から実施している特別割増貸付制度の適用制限を63年度末まで延長することとしており、貸付計画額は5兆82億円、対前年度計画比7,682億円(18.1%増)となっている。

一方、勤労者財産形成(年金)貯蓄については、その残高の3分の1までは勤労者財産形成持家融資の原資に充てることができることされているにもかかわらず、これまで融資残高は貯蓄残高のわずか1.7%にとどまっている。このため、財形持家融資制度について、内需拡大の要請等にも応え、貸付金利、貸付条件、貸付限度額等、各般の改善を行い、制度の十分な活用を図っている。

(2) 雇用の安定と産業構造調整の円滑な推進

雇用対策については、一般会計については縮減が図られつつも、一般会計、特別会計を合わせたベースでは、労働省に総額2兆3,744億円(10.3%増)の予算を確保している。特に最近の厳しい雇用失業情勢に対応するため、「30万人雇用開発プログラム」の推進を図ることとしており、1,133億円を労働保険特別会計に計上している。

また、中小企業対策費に関しては、一般会計について、抑制を図りつつも、一般会計と産業投資特別会計を合わせた中小企業対策費は増加している。

さらに、産業構造調整の円滑化に関しては、日本開発銀行に産業構造調整枠250億円を新設するとともに、産業基盤信用基金に業務追加して産業基盤整備基金を設置し(産投会計より50億円、開銀より50億円の出資を予定)、特定地域の活性化を目的とし設立される第3セクターに対する出資、特定地域活性化プロジェクトに対して開銀等が行う最優遇特利融資に対する利子補給(利子補給後金利5.5%)、特定地域における設備処理等に必要な資金に対する債務保証を行うこととしている。

62年度予算の概要

1. 国債費

60年度に社会保障関係費を抜いて主要経費中最大の歳出項目となつた国債費は、62年度においては11兆3,335億円と前年度に比べ140億円、0.1%増にとどまったが、国債費が初めて公債金収入を上回るとともに、一般会計に占める国債費及び利払費の割合は、それぞれ20.9%、20.2%と、利払費だけで2割を超過することになった。

国債費の定率繰入れの問題については、62年度においてもNTT株の売却収入が国債の償還財源として見込めることから、57年度以降6年連続で定率繰入れを引き続き停止するとともに、61年度に計上した償還財源のための予算繰入れ4,100億円も不要となった。このほか、最近の金利低下により利払費の増加が抑制されることとなり、国債費総額の増加の抑制要因となった。しかし、利払費の重圧は益々大きく、極めて厳しい状況となっている。

2. 地方財政対策

税制の抜本的見直しに伴う税財源配分については、国・地方それぞれ中立を基本とし、個人住民税及び法人住民税の減税によって生じる地方税の減収、所得税等の国税の減税によって生じる地方交付税の減収については、住民税における利子課税の見直し、売上譲与税の創設及び売上税の地方交付税対象品目への追加により補うこととしている。具体的には、売上税の1/7相当額を譲与税とするとともに、売上税(一般会計の歳入となる6/7相当

分)の20%を交付対象とすることなどとしている。

62年度の地方財政収支見通しにおいては、地方税及び地方交付税が前年度に対しそれぞれ横ばい又は減少すると見込まれる一方、歳出については国と同一基調で極力抑制するとともに、内需を中心とした景気の着実な拡大を図るため、投資的経費の地方単独事業については前年度を上回る伸びを確保することとしており、その結果、62年度の財源不足は、補助率の引下げによる影響等を織り込んだ上で2兆3,758億円(61年度1兆1,700億円)になるものと見込まれる。

これに対する地方財政対策としては、地方たばこ消費税1,200億円、地方交付税交付金の特例措置3,318億円、交付税及び譲与税配付金特別会計の剰余金の活用510億円及び地方債の活用1兆8,730億円によって地方財政の運営に支障が生じないよう財源補を行うこととしている。その結果、62年度の地方交付税交付金は、総額10兆1,841億円(対前年度9億円(0.0%)減)となっている。

3. 社会保障

「人生80年時代」を迎え、21世紀に向かつて、活力ある福祉社会を形成していくことは、我が国にとって重要な課題である。このため、社会保障については、国民生活の基盤として、来るべき高齢化社会においても、長期的に安定的かつ有効に機能するよう制度を構築し運営する必要がある。

62年度の社会保障予算は、以上の基本的考え方に立ちつつ、今後の高齢化社会を展望し、重点的かつ効率的に各種の福祉施策を推進していくこととしている。

また、各種社会保障給付の適正な執行を担保するため、所要の体制整備を進めることとし、特に生活保護や医療費について引き続き適正化対策を進めることとしている。

この結果、62年度の社会保障関係費は、61年度当初予算に比べ2.6%増の10兆896億円となる。

(1) 福祉施策等の充実

社会的、経済的に弱い立場にある者に対しては、重点的かつ効率的に福祉施策を推進することとし、特に、老人や心身障害者に対する在宅福祉施策の充実等を図ることとしている。

(イ) 生活保護世帯に対して、国民全体の生活水準の動向等を総合的に勘案し、生活扶助基準(1級地標準3人世帯)を、次のように改定することとしている。

126,977円/月 129,136円/月(1.7%増)

なお、生活保護については、級地制度の見直し等の制度の合理化を図るとともに、従来にも増して、不正受給ケースの重点調査指導、医療扶助の適正化等を積極的に実施することとしている。

(ロ) 老人福祉施策として、在宅老人ショートステイ事業(短期保護事業)、在宅老人デイ・サービス事業、ホームヘルパー派遣事業等の拡充を図ることとしている。

() 在宅老人ショートステイ事業(対象者)

37,346人 40,604人(3,258人増)

() 在宅老人デイ・サービス事業(実施か所数)

210か所 410か所(200か所増)

() ホームヘルパー派遣事業(家庭奉仕員数)

23,555人 25,305人(1,750人増)

(ハ) 身体障害者対策等については、在宅重度障害者、精神障害者の使用規模作業所に新たに助成するほか、「障害者の住みよいまち」づくり推進事業では新たに30か所を追加するなど、身体障害者、心身障害児(者)対策の充実を図っている。

() 在宅重度障害者通所援護事業

0か所 75か所(新規)

() 精神障害者小規模保護作業運営事業

0か所 48か所(新規)

() 「障害者の住みよい街」づくり推進事業

20か所 50か所(30か所増)

(二) 壮年期からの健康管理を図る保健事業については、62年度以降第2次5か年計画を実施し、質的改善によりその一層の推進を図ることとしている。また、医療サービスとともに日常生活サービスを提供する老人保健施設について、本格的な実施を円滑に推進するため、80か所について施設整備補助を行うこととしている。

(ホ) エイズ対策費

エイズ対策については、昭和61年11月から全献血血液の抗体検査を実施し、血液対策の万全を期すこととしている（医療保険制度の中で対応）が、このほかエイズの予防、治療薬等の研究開発を強化するため、次の経費を計上している。

() エイズ研究開発費

40百万円 148百万円

() 調査及び指導等経費

3百万 7百万円

() 献血血液抗体検査に要する国庫負担相当額

380百万円 800百万円

計 423百万円 955百万円

(ハ) 以上のほか、引き続き、母子福祉対策、難病対策等を推進することとしている。

(2) 医療

(イ) 老人保健制度の見直し

老人保健制度は、老人医療費の公平な負担を図り、制度を来べき高齢化社会に対応した安定的なものとするため、61年度の制度改正により、一部負担の見直しを行うとともに、加入者按分率の引上げを行ったところである。改正の内容は次のとおりである。

() 加入者按分率の見直し

44.7%（改正前） 80%（62.1から） 90%（62年度から） 100%（65年度から）

() 一部負担の見直し

外来 400円/月 800円/月

入院 300円/日 400円/日

（2か月限度）（期間制限なし）

ただし、低所得者は入院300円/日、2か月を限度とする。

() 老人保健法の縮減効果 約 3,100億円

(ロ) 政管健保国庫補助の特例

政管健保国庫補助の厚生保険特別会計への繰入れについて、政管健保事業の適正な運営に支障が生じない範囲内で、61年度と同額程度の1,350億円（政管健保の61年度末積立金の1/4程度）の減額特例措置を講ずることとしている。

(ハ) 医療費の適正化

医療費の適正化については、指導監査、レセプトの点検及び審査、医療費通知等の対策の充実を引き続き図るとともに、62年度予算においては、新たに、支払基金等における中央審査及び重点審査の拡充、長期入院の適正化等の各般の施策を積極的に推進することとしている。

(3) 年金等

年金については、62年4月から次の給付改善（0.6% 61暦年の消費者物価上昇率）を行う。

() 厚生年金（モデル年金，32年加入夫婦）

183,842円 184,942円

() 国民年金

老齢年金（モデル年金，21年加入夫婦）

92,050円 92,600円

老齢基礎年金

51,900円 52,208円

() 老齢福祉年金

27,200円 27,400円

また、恩給については、次の給付改善（2.0%）を行う。（62年4月実施）

普通恩給の最低保障額

879,300円 896,900円

なお、厚生年金の国庫負担金の繰延べは、3,600億円を予定している。

(4) 雇用対策

最近の雇用失業情勢は、構造不況業種、不況地域を中心に雇用調整が本格化するなど一段と厳しさを増している。この厳しい雇用失業情勢に対応するため雇用保険制度の適正な運用を図るとともに、「30万人雇用開発プログラム」の実施のため、企業等への委託訓練を中心とする職業転換訓練助成制度の創設、産業間、企業間の円滑な労働力移動等を図るための産業雇用安定センターの活用、地域雇用対策の整備充実、支給要件の緩和、助成率の引上げ等により雇用関係各種給付金制度の積極的活用を図るなどの雇用開発、維持継続を促進する総合的な雇用対策を推進するに必要な予算額として一般会計、特別会計を合わせ労働省に総額2兆3,744億円（61年度2兆1,522億円）の予算を計上している。

4. 文教及び科学振興

62年度予算においては、文教及び科学振興費として4兆8,497億円（対前年度52億円、0.1%増）を計上している。

(1) 義務教育費国庫負担金等

臨時行政調査会答申等を踏まえ、補助金の整理合理化の一環として、義務教育費国庫負担制度の見直しを検討してきたが、現下の厳しい財政状況等を考慮して、共済長期給付について暫定的に国庫負担の特例措置（国庫負担率の、1/2から1/3への引下げ）の対象とすることとしている（370億円削減）。また、不交付団体に対する現在の調整措置（退職手当の抑制）を強化することとしている（41億円削減）。

公立小中学校等の教職員定数については、児童生徒数の減少に伴う自然減12,300人、第5次学級編制及び教職員定数改善計画に基づく改善による増加7,584人（学級編制の改善に伴う増4,484人、その他の改善に伴う増3,100人）及び最低保障救済数326人、差引4,390人の減員を予定している。

(2) 初任者研修の試行

臨時教育審議会の提言に基づき、新任教員の一部（2,190人）を対象とする指導教員の下での学校における実地研修、宿泊研修等を内容とする初任者研修の試行を新たに実施することとしている。

(3) 義務教育教科書購入費

教科書有償化問題を引き続き検討することとし、62年度予算では無償措置を継続することとしている。

(4) 私学助成

私立大学等経常費補助及び私立高等学校等経常費助成費補助については、国の厳しい財政事情、私学の果たしている役割等を総合的に勘案し、その総額をそれぞれ対前年度5億円増の、2,443.5億円と725億円とすることとしている。

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助については、臨時行政改革推進審議会の「特色ある教育・研究プロジェクトについての助成を一層重視する」との指摘及び臨時教育審議会の「大学院の飛躍的充実」の提言等を考慮し、研究装置補助の拡充により大学院最先端設備の整備を図ることとし、対前年度10億円増の54億円とすることとしている。

(5) 国立大学運営費等

施設費を縮減する等、極力既定経費の抑制を図る。また、臨時行政調査会の答申に従い、国立学校の入学料、検定料について私立学校との均衡等を考慮しつつ引上げを行うほか、附属病院収入、学校財産処分収入の増収を図るなど、自己収入の増加を図っている。

() 入学料（大学・大学院63年4月入学者から）

15万円 18万円

() 検定料 2万1,000円 2万3,000円

(6) 科学技術振興費

科学技術振興費については、基礎的・創造的研究の推進を図るほか、宇宙開発及び海洋開発の推進を図ることとしている。

5. 防 衛

62年度の防衛関係費については、現下の厳しい財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、着実かつ効率的な防衛力整備を進めることに留意して編成している。特に、62年度については、人件費の伸びの鈍化、円高、石油価格低下といった要因も踏まえ、全体の規模圧縮に努めている。

防衛力の整備に当たっては、「防衛計画の大綱」の基本的枠組みの下、その質的な充実向上に配意しつつ、資源の重点配分に努めることとし、62年度の艦船、航空機等の主要正面装備についても、その更新近代化を図ることに重点を置いている。

また、後方関係予算においては、平時における教育訓練に必須の油購入費や維持修理費等を確保し、練度向上に配慮する一方、施設整備等についても事業関連施設の整備を進めるとともに、隊舎、厚生施設、宿舎の整備を進める等、隊員の処遇改善にも極力配慮することとしている。

この結果、62年度の防衛関係費は61年度当初予算に比べ、1,739億円、5.2%増の3兆5,174億円となっている。

これは政府経済見通しによる62年度名目GNPの1.004%に相当するが、62年度防衛関係費の決定に際しては、これに先立ち、61年12月30日の閣議決定「昭和62年度予算における『当面の防衛力整備について』（昭和51年11月5日閣議決定）の取扱いについて」において、昭和62年度の防衛関係経費については標記閣議決定（いわゆる1%枠を定めた閣議決定）を適用しないこと、新しい歯止めの基準は今後検討すること、とされた。この新しい歯止めについては、62年1月24日の閣議決定「今後の防衛力整備について」において、「中期防衛力整備計画」（昭和60年9月18日閣議決定）の期間中の各年度の防衛関係経費については、同計画に定める所要経費の枠内でこれを決定するものとする等が定められた。

6. 公共事業

62年度の公共事業関係費については、我が国財政を取り巻く環境が極めて厳しいことにかんがみ、財政の改革を強力に推進するため、引き続きその規模を極力圧縮し、総額として前年度を下回る水準にとどめている（6兆824億円、対前年度比1,409億円、2.3%減）。

この場合、景気情勢に配慮し、国費はマイナスとしつつも、一般公共事業の事業費については補助・負担率の引下げ、財政投融资の活用、民間活力の活用等種々の工夫を行うことにより、前年度比5.2%の伸びを確保することとしている。

なお、社会資本の計画的整備を推進するため、現行の長期計画が期限切れとなる治水及び治山事業について、62年度を初年度とする長期計画を策定することとした。

7. 経済協力費

厳しい財政事情、円高基調、第3次中期目標に沿ったODAの着実な拡充を図る必要性を総合的に勘案し、62年度における一般会計政府開発援助（ODA）予算については、61年度当初予算額に対して360億円、5.8%増の6,580億円とするとともに、経済協力費については、260億円、4.2%増の6,492億円を計上している。なお、一般会計ODA予算の伸びについて、近時における円高基調を考慮すれば、実力ベースでの対前年度伸び率としては9.4%程度にも達するものとなっている。

具体的内容としては、無償資金協力について、発展途上国の基礎生活援助等に対する要請にこたえるべくその増額を図るほか、技術協力についても発展途上国の人造りに資するため、その充実を図ることとし、国際協力事業団に対する交付金の増額を図る等の措置を講ずることとした。

国際機関等を通じる経済協力についても、世銀特別ファンド（JSF）を創設し、3年間にわたり、300億円の無償

資金協力を行うと同時に、世銀の通常の民間資金調達に加え、追加的に我が国民間資金を 3,000 億円供給することにより、我が国の民間資金を途上国に還流し、国際社会における一層の貢献に努めることとした。

また、海外経済協力基金については、ASEAN 諸国等の要請、ODA の質の改善等の観点から、58 年度中に 0.6% 程度引き上げた円借款金利を同程度引き下げることにした。

8. 中小企業対策費

62 年度の一般会計中小企業対策費は、厳しい財政状況に鑑み、施策の優先順位を勘案した財源の重点配分を行うことにより、61 年度当初予算に比べ、79 億円、3.8% の減としている。ただし、産投特会の中小企業対策関連経費 312 億円を含めると、対前年度比 3 億円増の 2,285 億円を確保した。

内容的には、円高等内外の厳しい経済環境変化に中小企業が的確に対応しうるよう、中小企業の構造転換への積極的支援を行うこととし、下請中小企業構造調整対策、特定地域中小企業対策等を講ずるとともに、技術力向上、情報化の推進、人材育成の強化等、中小企業の経営資源の充実にも努める等、きめ細かな配慮を払っている。

9. エネルギー対策

国際的な石油需給は緩和基調で現在推移しているが、中長期的なエネルギー需給見通しを踏まえ、石油の安定供給の確保等の施策を引き続き着実に推進することとしている。

また、長期にわたり安定的なエネルギーの供給を確保するため、引き続き安全対策等の充実に配慮しつつ、原子力平和利用の促進を図ることとしている。

また、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計への繰入額は、石油税の大幅減収及び特別会計の財政ひつ迫の現状を踏まえつつ、特会歳出の徹底した見直し等により、4,550 億円から 3,250 億円に圧縮した。なお、税収減に伴う石特会計歳入の不足に対応するため、石油公団による政府保証借入れ 640 億円を導入して、備蓄関連経費の一部に充てることとしている。

10. 農林漁業施策

食糧管理費については、供給が過剰基調にある米の需給を均衡させるため、53 年度以降、水田利用再編対策を実施してきたが、米については過剰基調が続く一方、農作物一般について国際価格差が拡大する中で生産性向上の遅れが問題となってきている。このような状況にかんがみ、水田を活用して生産される作物の生産性の向上、輪作農法の確立及び需要の動向に応じた米の計画生産を、生産者・生産者団体の主体的責任を持った取組みを基礎に一体的に推進することとし、62 年度から新たに、水田農業確立対策を実施することとしている。（対策の期間は 62 年度から前・後期 3 年ずつ。62 年度の転作等目標面積は 77 万ヘクタール。）

転作奨励金については、従来の米から他作物への転換を重視した奨励措置という考え方に代え、構造政策を重視した助成措置とするという考え方に立って、本対策の趣旨に即した各地域における生産者・生産者団体の主体的取組みについて、望ましい水田利用形態に可能な限り誘導する見地から、新たに、所要の水田農業確立助成補助金を交付することとした。

また、生産予定数量を上回って生産が行われ、政府の持越在庫が主食用としての売却可能な限度を超えると見込まれるときは、新たに集荷団体において、自主流通米、超過米の調整保管・売却を行うこととして、過剰米の発生を未然に防ぐこととしている。

11. 清算事業団助成

国鉄長期債務等については、61 年 1 月の閣議決定（「国鉄長期債務等の処理方策等について」）に従い、その処理を推進することとしており、最終的な要処理額の見通しが得られるまでの間は、清算事業団に対し、財政事情の許容する範囲内で必要な国庫助成を行うこととし、62 年度予算では 1,688 億円を計上している。さらに、資金繰りの

円滑化を図るため財投資金等による資金を確保し（2兆224億円）、全額政府保証の対象とすることとしている。

「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」、「財政の中期展望」 及び「中期的財政事情の仮定計算例」

1. 財政改革を進めるに当たっての基本的考え方

大蔵省は、62年2月4日、「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」を国会に提出した。これは、今後とも引き続き、「65年度までに、特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げに努める」という、「1980年代経済社会の展望と指針」に示された努力目標の達成に向けて、今後の財政改革の進め方の基本的考え方を示したものである。

「基本的考え方」によれば、まず、歳出面では引き続き歳出全般にわたる徹底した節減合理化を進めるものとされている。具体的には、食糧管理制度の合理化・効率化を図り、併せて価格政策全般について見直しを行うこと、医療供給体制の見直し及び医療保険制度の公平化・合理化を推進すること、公共事業について民間活力の活用を図ること等が挙げられている。

歳入面では、現行税制について抜本的な見直しを行うことにより、国民の理解と信頼に裏付けられた安定的な歳入構造を確立するとされている。

なお、昭和62年度予算における租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての国民負担率（対国民所得比）は、35.4%程度と推計されている。この水準の中長期的な方向については、「今後、高齢化社会の進展等により、現状よりは上昇することとならざるを得ないが、徹底的な制度改革の推進により、ヨーロッパ諸国の水準よりはかなり低い水準にとどめるよう努める」とされている。

また、当面の国債の償還財源については、国債整理基金特別会計に帰属させた NTT 株式の適切な売却等に努めることにより、その確保を図るとされている。

以上のような歳出・歳入両面にわたる努力により、特例公債発行額の縮減を図り、公債残高の対 GNP 比（62年度で43.5%程度と見込まれる）を極力低くとどめるよう努めることとされている。

2. 財政の中期展望

昭和62年度予算を前提とし、一定の仮定の下に、中期的視点に立った財政運営を進めていく上での検討の手掛かりを示すものとして、前述「基本的考え方」の別添の形式で国会に提出されたのが、「財政の中期展望」である。これは、62年度予算における制度・施策を前提として将来に投影する後年度負担額推計を基本としており、言わば自然体としての中期的な財政の姿を示したものである。「中期展望」は、推計された歳出と歳入のギャップを、要調整額として示している。この要調整額は年々拡大し、昭和65年には7兆100億円にも達すると見込まれており、これを歳出の削減又は歳入の増収措置によって調整しなければならない。このようにわが国財政を取り巻く環境には極めて厳しいものがあり、65年度までに特例公債依存体質から脱却するという努力目標の達成は容易ならざる状況にある。しかしながら、今後とも「基本的考え方」に示された考え方に沿って財政改革の基本路線を強力に推進していくことが必要である。

3. 中期的な財政事情の仮定計算例

「中期展望」とは別に、従来同様、全く機械的な手法による「中期的な財政事情の仮定計算例」も併せて国会に提出された。今回は、「国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算」からも明らかのように、NTT株式が順調に売却された場合、65年度まで定率繰入れを停止しても国債整理基金に余裕金残高が残っている形となっているため、新たにケース B として、65年度まで定率繰入れを停止するケースを作成した。このケース B において、58年度以降5年間続いて来た一般歳出の伸びゼロを今後とも65年度まで続けた場合には、要調整額がマイナス（歳入が歳出を上回る）となることが示されており、65年度に特例公債から脱却する一つの姿が示されている。

しかし、「財政の中期展望」で示されているように自然体での一般歳出の増加圧力は極めて強く、今後 65 年度まで一般歳出伸びゼロが続くという想定には大変困難な問題が含まれていることも事実だと思われる。

どのようなケースを前提にするとしても、要調整額の解消のためには、歳出・歳入両面にわたる種々の施策の組み合わせが必要である。それらの中でどのような政策手段の組み合わせを選ぶかについて、幅広い角度から検討を進めていく必要があると考えられる。

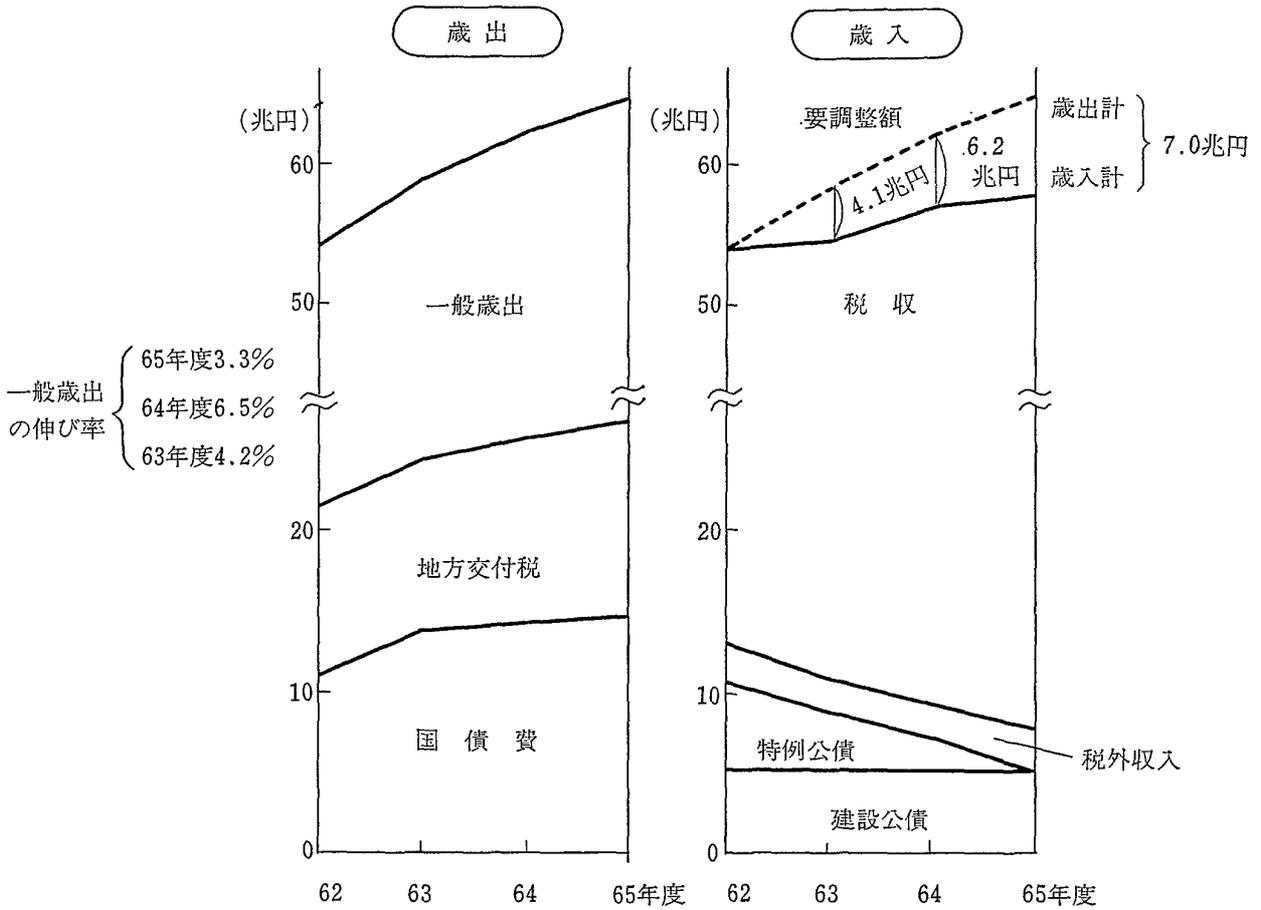
暫定予算の編成

62 年度予算については、昭和 62 年 4 月 1 日から 5 月 20 日までの期間に係る暫定予算が提出され、3 月 31 日に可決成立した。

昭和 62 年度暫定予算の編成は、次の要領によっている。

- (1) 歳出においては、行政運営上必要最小限の金額を計上する。なお、教育及び社会政策上等の配慮から特に措置することが適当と認められるもの並びに 61 年度内に成立した法律に係る施策を除き、新規の施策に係る経費は原則として計上しない。
- (2) 公共事業関係費については、次により所要額を計上する。
 - (イ) 一般公共事業については、62 年度予算額のおおむね 7 分の 2 を目途として計上し、その枠内において、積雪寒冷地の事業については、その円滑な実施を図りうるよう特別の配慮を加える。なお、補助・負担率の引下げに係る事業についても補助・負担率引下げ法案が年度内に成立することとなつたため、例外的に計上されている。
 - (ロ) 災害復旧等事業については、災害復旧の緊急性にかんがみ、過年発生災害の復旧等のため必要な 62 年度予算額のおおむね 3 分の 1（当年発生災害に係るものについては、おおむね 7 分の 1）を目途として計上する。
- (3) 特別会計及び政府関係機関の暫定予算については、一般会計に準じて編成しており、「30 万人雇用開発プログラム」、第 8 次石炭対策、産業基盤整備基金（仮称）等に係る経費についても、法律案が年度内に成立することとなつたため、例外的に計上されている。

第1図 財政の中期展望の概要



第2図 仮定計算例の概要

